

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和5年第1回宮城県大和警察署協議会
開 催 日 時	令和5年2月15日（水）午前10時30分から 午前11時50分まで
開 催 場 所	宮城県大和警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 ・ 出席委員～遠藤 つや子会長、荒川 由美子副会長、 浅野 よし江委員、後藤 良春委員、西垣 克委員 板宮 伸平委員、佐藤 寛和委員、佐藤 佑磨委員 ・ 欠席委員～なし 2 警 察 署 側 署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 刑事課長、交通課長、警備課長 ほかに巡査4名
議 事 概 要	1 報告・協議事項 (1) 警察署協議会代表者会議出席結果報告 ア 委員 警務課長と2名で出席し、公安委員会の役割等について学んだ。 この会議で、署協議会に若手署員を参加させてほしいとの意見 があったが、今回、こんなに早く実現したことに驚いている。 詳細は、警務課長から報告してもらう。 イ 警務課長 警察署協議会代表者会議は3年ぶりに開催された。 出席者は、宮城県公安委員会から山口委員長、佐藤委員、及川 委員、各警察署協議会代表者は25名であった。 今回は、中央・沿岸・仙北・仙南4つのブロックに分かれて「警 察署協議会の在り方について」と題してフリートーキングを実施。 その中で、 ・ 幹部だけではなく、若い警察官を参加させてほしい。 との発言があったことから、協議会の活性化に役立てさせていた だく。 最後に、山口委員長から ・ 公安委員会も協議会も警察の運営に民意を反映させるとい う目的は一緒であり、地域住民の意見を踏まえ提言を頂戴し ていることに感謝申し上げる。

議 事 概 要

- ・ 特殊詐欺被害防止広報について、警察だけでなく、皆様の口からもう一度伝えるという役目をお願いしたい。
- ・ 1月27日に県警察学校で卒業式があり、警察署に新任警察官が配置されているので、皆様始め地域の方々も一緒に育ててほしい。

との所感を述べていたので、紹介する。

今回は、代表者会議の結果を受けて、委員の皆様と接する機会を設けるために、署協議会に若手警察官を列席させていただいている。

(2) 令和4年中の治安情勢について

ア 刑法犯の認知・検挙状況

全刑法犯、重要犯罪、重要窃盗の3項目は、治安情勢を観察する場合に、犯罪統計上用いられる重要な項目である。

重要犯罪は、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつの量刑が重い6罪種を指す。

重要窃盗は、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり、すりの4罪種をいい、住民の体感治安の悪化に直結する悪質な窃盗を指す。

令和4年の全刑法犯認知件数は309件であり、主な事件としては、万引きなどの街頭犯罪、倉庫荒し、空き巣などの侵入窃盗が発生している。

前年比で、76件減少し、約2割の減少率となった。

主な要因は、令和3年に多発したタイヤ盗が大幅に減少したこと、色情盗、万引きなどの街頭犯罪が減少したことが挙げられる。

パトロールの強化による抑止効果に加え、令和3年に連続タイヤ盗、令和4年に連続色情盗を検挙したことにより、街頭犯罪が大幅に減少したものと分析する。

令和4年の全刑法犯検挙件数及び検挙人員については、検挙件数が147件、検挙人員は85人である。

前年比では、検挙件数が146件減少した一方、検挙人員は6人増加している。

検挙件数の大幅な差異は、令和3年に検挙した連続タイヤ盗の余罪が140件以上であったことが主な要因である。

重要犯罪の認知件数は4件であり、前年比で半減していることから、凶悪事件の発生は減少した。

重要犯罪の罪種は、放火未遂1件と強制わいせつ3件であるが、徹底した初動捜査と犯罪鑑識による証拠収集等により、全て検挙に至ったものであり、余罪の検挙も計上している。

重要窃盗の認知は75件で、前年比で24件増加しているが、一般民家対象の空き巣、会社対象の連続倉庫荒し等の侵入窃盗、中古自動車店対象の連続自動車盗などが発生したためであり、同一犯による連続犯行であること、広域組織窃盗団によるヒットアンドアウェイ型の犯行であることが特徴的であった。

倉庫荒しについては、従業員による連続犯行であることが判明し、余罪を含む30件を検挙した。

議 事 概 要

自動車盗については、一度に複数台を盗む手口で5件発生したが、ベトナム人グループによる広域組織窃盗と判明し、関西以北の各県警と共同捜査を実施した結果、本年1月、被疑者1名を割り出して逮捕し、現在も継続捜査中である。

今後も皆様の御支援をいただき、犯罪の抑止と検挙に努める所存である。

イ 人身安全関連事案の取扱状況と生活安全事犯の検挙状況

○ 人身安全関連事案

人身安全関連事案とは、人の生命・身体の安全に関わる事案であり、殺人や殺人未遂・傷害致死など重大な身体被害の事件に発展するおそれがある。

令和4年の人身安全関連事案の取扱状況は、

ストーカー相談27件、前年比12件減少

DV相談71件、前年比11件減少

届出を受けた行方不明者数32人、前年比12人減少

子供・女性前兆事案57件、前年比同数

児童虐待被害児童数138人、前年比43人増加

である。

大和警察署では、認知した時点で署長に報告するとともに、一件ごと、関係者から詳しく事情聴取を行い、原因・動機につながる事案の背景や警察介入の意思などを確認している。

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、直ちに即応態勢を確立し、被害者の安全な場所への避難、加害者への指導警告・逮捕などの検挙措置を行い、加害行為の防止を図っている。

警察では、ストーカー・DVなど人身安全関連事案の被害に遭いやすい子供・女性・高齢者など、犯罪抵抗力の弱い方々を守り、加害者を生まないような取組を推進し、事案発生時には、迅速的確な事案対処を行う。

○ 生活安全関連事件の検挙状況

令和4年の生活安全関連事件の検挙状況は、

著作権法違反事件などの生活経済事犯5件、前年比6件減少

山林におけるゴミの不法投棄や自宅で出た粗大ゴミを許可なく燃やす不法焼却などの環境事犯10件、前年比1件減少

公然わいせつや違法客引きなどの風俗事犯1件、前年比3件減少

インターネット利用のチケット詐欺等のサイバー事犯6件、前年比5件減少

20歳未満の少年による窃盗や建造物侵入事件などの少年事件10件、前年比2件増加

である。

生活安全関連事件は、関連法令が多岐にわたるが、生活に関

議 事 概 要

わる困りごとを相談にとどめるだけでなく、違反行為が認められれば、あらゆる法令を駆使して事件化を図り、違反者の再犯防止につなげている。

また、生活安全関連事件の捜査は、関係機関に協力を求めることが多いので、日頃から良好な関係の構築に努めている。

少年事件については、近年少子化に伴い、全国的に非行行為が減少しているが、刑法犯少年の再犯者率が約3割と高水準で推移しているほか、県内では少年が特殊詐欺の受け子となる事件を検挙するなど、少年非行の質的变化が問題点となっている。

このような現状を踏まえ、当署では、低年齢段階から子供たちの規範意識向上のため、管内小中学校における非行防止教室などを年間を通じて実施している。

加えて、非行少年を早期発見するため、管内の公園、商業施設等における街頭補導活動も継続中である。

今後も、署一体となって、日々身近なところで発生する犯罪から地域住民の方を守るため、犯罪の取締りや防犯対策を早期に行い、犯罪が起きにくい黒川地区を目指す所存である。

2 意見・要望

○ 委員

薬物事件について、被疑者の年代を聞きたい。

● 刑事課長

当署で検挙した4名は20歳代から30歳代前半で、薬物入手方法はSNSであり、SNSをよく利用する年代であった。

○ 委員

児童虐待増加については、どのように分析しているか。

● 生活安全課長

児童虐待の類型は、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4類型である。

令和4年中の被虐待児童138人の約8割は心理的虐待である。

心理的虐待とは、児童の面前でのDVや家庭内での口論などである。

DVや夫婦げんかの現場に警察官が臨場した際、18歳未満の子供が見聞きしていれば、調査の上、児童相談所に通告する。

児童相談所では、通告後、48時間以内に家庭環境調査等を実施し、事実確認し、場合によっては自治体にも継続対応を依頼する。

警察、児童相談所、自治体が連携して対応している。

児童に対する身体暴力による悲惨な事件が全国的に発生したことから、児童相談所の介入の仕方も以前とは変わり、より関係機関との連携が強化されている。

○ 委員

子供の教育には愛と責任が大切だと思う。

子供は親や祖父母を見て育つ。

可愛がるだけでなく、きちんとしつけることが必要である。

○ 委員

議 事 概 要

DVの加害者と被害者との関係性について聞きたい。

また、新型コロナウイルス感染拡大がDVに及ぼす影響はあるか。

● 生活安全課長

DV相談の当事者の関係性は、夫婦だけでなく、離婚した元夫婦、交際相手、元交際相手の場合もある。

新型コロナウイルス感染症の影響は、少なからずあると思う。

在宅ワークで家に引きこもる生活が続いたことによるストレスからDVに至った例もある。

○ 委員

自分の身近で行方不明になった方はいなかったので、行方不明者が多いことに驚いた。

どのような背景で行方不明になるのか聞きたい。

● 生活安全課長

当署で認知している行方不明者は、事件等で所在不明になっているわけではなく、自分の意思で家出をしている方や認知症のひとり歩き高齢者などである。

大半の方は、自力帰宅したり、警ら中の警察官が発見するなどしており、既に所在が判明している。

現在まで見つかっていない方々は、外国人労働者等である。

3 大和警察署速度取締り指針

路線別交通事故発生状況と時間帯別交通事故発生件数について、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの5年間の数値と、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの5年間の数値を比較した。

交通事故の発生が多い路線は市町村道や国道4号、発生が多い時間帯は午前6時から午後8時までであること、交通死亡事故等の重大事故のほとんどが県道や市町村道で午前6時から午後7時までの間に発生していることに変化はない。

令和4年の人身事故は前年比12件増加しているが、過去5年間の数値で比較すると、全体的に交通事故発生件数が減少している。

このような分析結果から、

県道大和松島線

県道仙台三本木線

県道塩釜吉岡線

その他の県道

市町村道

で、午前6時から午後7時までを重点とする速度取締り指針を継続設定することとしたものである。

大和警察署では、今後も交通事故に直結する他の交通違反の取締りやパトカーによる警戒を行い、黒川地区で発生する交通事故を1件でも多く抑止していきたいと考えている。

4 意見・要望

○ 委員

交通事故の発生状況を過去5年間のデータに基づいて分析してい

議 事 概 要

るのはなぜか。

● 交通課長

交通事故の発生件数が多い大規模署であれば、1年間でも発生状況の分析は可能だが、当署管内は交通事故の発生件数があまり多くないため1年間のデータでの分析は難しい。

そのため、過去5年間まで遡って分析している。

○ 委員

速度違反の取締り件数はどのくらいか。

● 交通課長

令和4年4月1日から12月31日までの速度違反の取締り件数は、約500件である。

交通違反取締りの総件数のうち、約3割が速度違反であった。

速度違反をすると、ブレーキをかけてから停止するまでの制動距離が長くなるため、事故が起こりやすくなる。

車がスピードを出して走行できる場所は限られるので、そのような場所で速度違反取締りをすることで速度違反を抑止していく。

○ 委員

宮城県は、車線変更の際、ウinker表示を出さない運転者が多いようだが、要因や対策等を教えてほしい。

● 交通課長

ウinker表示を出さずに車線変更することは、合図不履行違反であり交通取締りの対象となる。

一つ一つの合図不履行違反に対し、取締りや指導を実施し、周知していくことで少なくしていきたい。

● 署長

ウinker表示については、運転免許を取得する際に学ぶが、取得後は次第に漫然運転になりがちである。

改善のためには、継続した交通違反取締りと広報が必要である。

過去、宮城県は横断歩道の手前で車両が停止しないことで全国ワースト1位になったことがあるが、各種媒体での広報活動等により、翌年には良い方の全国上位になった。

合図不履行についても同様の取組が必要だと思う。

5 若手警察官に対する質問等

○ 委員

36歳という年齢で新任警察官になったきっかけを聞きたい。

● 巡查

元々、警察官になりたいくて、高校卒業前に採用試験を受験したが、そのときは不合格であった。

他の職業に就いていたが、深夜に帰宅する際でもパトカーが警戒している様子を見て、警察官が地域の安全を守ってくれているのだと改めて実感した。

その後、受験可能年齢が35歳までに引き上げになったというパンフレットを見て、再度、警察官採用試験に挑戦しようと思った。

○ 委員

議 事 概 要	パトロール中にこういう事案には困ったとか地域の方へのお願いはあるか。 ● 巡査 車道を歩く大人が多いことに困っている。 子供や学生のほとんどは歩道を歩いており、車道を歩いているのは大半が大人であった。 車道を歩くのは危険なので、歩行者は歩道を歩くよう広報していきたい。 ● 巡査 自転車が並進や猛スピードでの危険な走行等が多く、その都度、交通指導等を実施しているが、危険なので交通ルールを守って走行してほしい。 ● 交通課長 宮城県の条例で、自転車利用者はヘルメットの着用に努めることになっているが、実際のヘルメット着用率は低い。 転倒して頭を打つと大けがをしてしまうので、引き続き着用について広報していく。 ○ 委員 自転車に乗る子供たちにヘルメットをかぶるように勧めているが、髪型が崩れることを気にしてかぶりたがらない子供もいる。 ヘルメットをかぶらずに自転車に乗ると違反になるのか。 ● 交通課長 罰則規定はなく、努力義務とされている。 ● 署長 条例で、自転車利用者の損害補償保険等の加入は義務とされている。 保険については、自転車が起因する交通事故で、自転車の運転者が高額な賠償金を請求された事例もあるので入ってほしい。 ○ 委員 夜間、無灯火で走行する自転車を見かけるが違反になるのか。 ● 交通課長 自転車も軽車両なので、夜道でライトを点けずに走行するのは違反になる。
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。